

社会福祉学 医療保険講座

第5回介護保険制度のあらまし

2月14日(土)鶴瀬公民館 10:00am~

講師:原島 清

〈医療生協さいたま ふじみ野ケアセンター所長〉

今回から「介護保険」についての講座に移行しました。初回は「介護保険制度のあらましとこれから」について、42名が熱心に受講されました

1. 介護保険の加入者:40歳以上全員

(1) 第1号被保険者:65歳以上の方

要介護認定を受け要介護〈要支援〉と認定されれば、サービスを利用できる

(2) 第2号被保険者:40歳~65歳未満の方

特定疾病が原因で、要介護〈要支援〉と認定された場合、サービスを利用できる

・特定疾病:①がん②関節リウマチ他、全16の症状に限定されている

2. 介護サービス利用までのプロセス

(1) 介護認定の申請〈市町村窓口へ〉

(2) 要介護認定〈訪問調査・主治医意見書〉

(3) 認定結果の通知〈新しい保険証が届く〉

(4) ケアプランの作成〈ケアマネージャーに無料で依頼可〉

(5) 介護サービスの利用〈介護サービス事業者と契約〉

3. 要介護認定申請のポイント

(1) 訪問調査

市町村職員または委託調査員が、居宅等を訪問し聞き取り調査

(2) 主治医意見書

保険者の依頼で、かかりつけの医師が作成：予め受診する

(3) 認定審査

コンピューターによる一次判定、専門家の合議による二次判定

4. 利用できるサービス

(1) 介護保険の介護サービス〈介護給付〉

日常生活で介助を必要とする度合いの高い人で、生活の維持・改善を図るためのさまざまな介助サービスを利用できます〈要介護5～1〉

(2) 介護保険の介護予防サービス〈予防給付〉

介護保険の対象者ですが、要介護状態が軽く、生活機能が完全する可能性が高い人などが受けるサービスです〈要支援2～1〉

5. 要介護認定と利用限度額

要介護度	利用限度額〈1か月〉	自己負担〈1割〉
要支援1	49,700円	4,970円
要支援2	104,000円	10,400円
要介護1	165,800円	16,580円
要介護2	194,800円	19,480円
要介護3	267,500円	26,750円
要介護4	306,000円	30,600円
要介護5	358,300円	35,830円

・認定された「要介護度」に応じた「利用限度額」の範囲で介護サービスが1割の利用料負担で利用できます

6. 高額介護サービス費

(1) 自己負担の限度額〈月額〉

区分	世帯の限度額	個人の限度額
生活保護の受給者の方等	15,000円	15,000円
世帯全員が市民税非課税で		
・老齢福祉年金受給者の方 ・前年度の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	24,600円	15,000円
・前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方等	24,600円	24,600円
市民税課税世帯の方	37,200円	37,200円

(2) 医療と介護の自己負担合算後の限度額〈年額〉

区分	75歳以上の方	70～74歳の方	70歳未満の方
現役並み所得者 〈課税所得145万円以上〉	670,000円	670,000円	1,260,000円
一般 〈市民税課税世帯の方〉	560,000円	560,000円	670,000円
低所得者 〈市民税非課税世帯の方〉	310,000円	310,000円	340,000円
世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になる方〈年金収入のみの場合80万円以下の方〉	190,000円	190,000円	340,000円

*計算期間は、毎年8月から翌年7月までの12ヶ月間です

7. 介護サービス〈居宅〉

(1) 日常生活の手助けをしてもらう

・訪問介護〈ホームヘルプサービス〉：身体介護と生活援助で自己負担額が変る

(2) 自宅を訪問してもらう

・訪問入浴介護

・訪問リハビリテーション

(3)お医者さんの指導のもとでの助言、管理

- ・居宅療養管理指導：薬の飲み方、食事等
- ・訪問看護：看護師などが訪問し、床ずれの手当てや点滴の管理

(4)施設に通う

- ・通所介護〈デイサービス〉：要介護度により自己負担額が違う
- ・通所リハビリテーション〈デイケア〉：要介護度により自己負担額が違う

(5)短期間施設に泊まる

- ・短期入所生活介護〈ショートステイ〉：要介護度、施設形態により自己負担額が違う
- ・短期入所療養介護〈医療型ショートステイ〉：要介護度、施設形態により自己負担額が違う

(6)施設に入っている人が利用する介護サービス

- ・特定施設入居者生活介護
有料老人ホームなどに入所している人が受けるサービス
食事、入浴などの介護や機能訓練が受けられます
要介護度に応じた、自己負担額が設定されています

8. 介護サービス〈施設〉

(1)生活介護が中心の施設

- ・介護老人福祉施設〈特別養護老人ホーム〉
常に介護が必要で、自宅では介護ができない方
食事、入浴など日常生活の介護や健康管理を受けられます
要介護度、施設形態により自己負担額が設定されています

(2)介護やリハビリが中心の施設

- ・介護老人保健施設
病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方
医学的な管理のもとでの介護や看護、リハビリを受けられます

要介護度、施設形態により自己負担額が設定されています

(3) 医療が中心の施設

・介護療養型医療施設

急用性の治療が終わり、病状は安定しているものの、長期間にわたり療養が必要な方

介護体制の整った医療施設〈病院〉で、医療、看護を受けられます

要介護度、施設形態により自己負担額が設定されています

9. 社会保障制度改革の流れと介護保険見直し

(1) 予防給付サービス体系の見直し

・介護予防日常生活支援総合事業

介護保険から外し、地域包括ケアへ〈要ボランティア〉

(2) 一定以上所得者の利用料を2割に引き上げ

・被保険者の上位20%に該当する、合計所得金額160万円以上の者〈単身で年金収入のみの場合28万円以上〉を基本として政令で定める

(3) 特養の機能の重点化〈入所対象の限定〉

・急増する待機者：42万人〈2009年〉から52万人〈2014年〉

・原則要介護3以上に限定〈市町村関与による例外あり〉

(4) 介護保険料の今後見直し

年度	保険料 (全国平均)	給付 (総費用額)
2003年度	3,293円	5兆7千億円
2006年度	4,090円	6兆4千億円
2009年度	4,160円	7兆4千億円
2012年度	4,972円	8兆9千億円
2013年度	4,972円	9兆4千億円
2014年度	4,972円	?
2025年度	8,200円	?



←富士見市民大学初登場の原島講師

スライドを使い判りやすい
講義中の 原島講師→



←原島講師の熱弁に
引き込まれる受講生